

へいせい ねん だい ごう そんがいばいしょうせいきゅうじけん
平成 15 年 (ワ) 第 21846 号 損害賠償請求事件
げんこく さとう たきさぶろう
原告 佐藤 瀧三郎
さとう ようこ
佐藤 陽子
ひこく しゃかいふくしほうじんとうきょうとしゃかいふくしじぎょうだん
被告 社会福祉法人 東京都社会福祉事業団

しょうこもうしでしよ
証拠申出書

へいせい ねん しがつ にち
平成 16 年 4 月 22 日

とうきょう ちほう さいばんしょ みんじだい ぶ おんちゅう
東京 地方裁判所 民事第 14 部 御中

げんこくそしょうだいにん べんごし おおいし こう いちろう
原告 訴訟代理人 弁護士 大石 剛 一郎
げんこくそしょうだいにん べんごし くろさき たかし
原告 訴訟代理人 弁護士 黒 寄 隆

にんしょう もうしで
人証の申出 (1)

(1) にんしょう ひょうじ
(1) 人証の表示

げんこくほんにん さとう ようこ どうこう しゅじんもん ふん
原告 本人 佐藤 陽子 (同行・主尋問 30 分)

りっしょうしゅし
(2) 立証趣旨

さとう し しょうがい じょうきょう
佐藤氏の障害の状況

さとうすすむし にちじょうせいかつおよ がんきゅうじょうてんじ じょうきょう
佐藤進氏の日常生活及び眼球上転時の状況

じんもんじこう
(3) 尋問事項

すすむし かんけい
進氏の関係

すすむし しょうがい ないようおよ せいかつじょうきょう
進氏の障害の内容及び生活状況

ひこく しせつ ふくしえん にゅうしょ さい じじょう
被告施設福祉園に入所した際の事情

すすむし ひこく しせつ にゅうしょ あと めんかいじょうきょう
進氏が被告施設に入所した後の面会状況

すすむし しぼう にち びょういん
進氏が死亡した日の病院でのやりとり

そのた ほんけん かん いっさい じじょう
その他本件に関する一切の事情

にんしょう もうしで
人証の申出 (2)

(1) 人 証 の 表 示

しょうにん さとう えいいち どうこう しゅじんもん ふん
証人 佐藤 栄一 (同行 ・ 主 尋 問 2 0 分)

(2) 立 証 趣 旨

さとう すすむ し にちじょうせいかつおよ がんきゅうじょうてん じ じょうきょう
佐藤 進 氏の 日常 生活 及び 眼球 上 転時の 状況

(3) 尋 問 事 項

しょうにん すすむ し かんけい
証人 と 進 氏の 関係

すすむ し ひこく しせつ にゅうしょ いぜん しょうにん すすむ し かか
進 氏が被告施設に 入所 する以前の 証人 と 進 氏との 関わり

すすむ し ひこく しせつ にゅうしょ あと じっか きたく じょうきょう
進 氏が被告施設に 入所 した後、 実家へ 帰宅したときの 状況

そのた ほんけん かん いっさい じじょう
その他 本件 に関する 一切の 事情

いじょう
以上